

アメリカ法第0回

接続テスト
授業の概要

丸山 英二

授業のテーマ	日米の法文化の比較および実務的知識の修得を目的とする。
授業の到達目標	判決や法令などの一次資料を多用して講義を行い、それらの資料を使いこなす能力の習得を目指す。
授業の概要と計画	<p>I 概要 日米の法文化の比較および実務的知識の修得を目的として、総論として、英米法と大陸法、判例法主義、歴史的連續性、訴訟中心主義、民事手続、陪審制度などの概要、植民地時代から以降、とくに合衆国の形成に焦点を定めたアメリカ法の歴史、立法権および司法権に関する合衆国と州との関係を中心とする連邦制度、各論として、契約の成立、約因の要件と約束的禁反言の法理、口頭証拠法則、契約の履行・不履行、救済方法に重点を置いた契約法の概要を解説する。</p> <p>II 計画</p> <p>1回 英米法概観(1) ((1)英米法・英米法系とは、(2)英米法系に属する地域、(3)英米法と大陸法——法の支配と法治主義)</p> <p>2-3回 英米法概観(2) ((1)英米法・アメリカ法の特徴——歴史的連續性、(2)判例法主義、(3)具体的法思考、(4)訴訟中心主義)</p> <p>4-6回 アメリカ民事手続の概要 ((1)訴えの提起・訴答・訴え却下の申立て、(2)開示手続・略式判決、(3)事実審理・法律上当然の判決、(4)法律上当然の判決の再申立て・再審理)</p> <p>7回 陪審制度 ((1)陪審の歴史、(2)陪審の現況、(3)陪審制の影響)</p> <p>8回 判例の読み方</p> <p>9-10回 アメリカ法の歴史(1) ((1)植民地の独立と合衆国の成立、(2)合衆国憲法の概要)</p> <p>11-12回 アメリカ法の歴史(2) ((1)合衆国の司法制度の成立とその後の経緯、(2)司法審査制の確立、(3)フィールド法典)</p> <p>13-14回 連邦制のもとでのアメリカ法(1)——連邦の立法権 ((1)連邦議会の権限、(2)州際通商規制権限、(3)課税権限・歳出権限)</p> <p>15-16回 連邦制のもとでのアメリカ法(2)——州の立法権 ((1)適正手続条項による州の立法権限の制約、(2)平等保護条項による州の立法権限の制約、(3)連邦議会の法律による専占、(4)Dormant Commerce Clause)</p> <p>17回 連邦制のもとでのアメリカ法(3)——連邦の裁判所 ((1)連邦の裁判所制度、(2)連邦裁判所の裁判権)</p> <p>18-20回 連邦制のもとでのアメリカ法(4)——州の裁判所 ((1)州の裁判所制度、(2)州の裁判権、(3)他州判決の執行)</p> <p>21回 連邦制のもとでのアメリカ法(5)——法 ((1)州裁判所で適用される法、(2)連邦裁判所で適用される法、(3)法の統一)</p> <p>22回 契約法(1)——契約の定義・種類 ((1)契約の定義、(2)契約の種類、(3)捺印契約)</p> <p>22回 契約法(2)——約因 ((1)約因の定義、(2)過去の約因、(3)受領利益に対する約束)</p>

授業のテーマ, 到達目標, 概要と計画

日米の法文化の比較および実務的知識の修得を目的とする。

判決や法令などの一次資料を多用して講義を行い, それらの資料を使いこなす能力の習得を目指す。

I 概要

日米の法文化の比較および実務的知識の修得を目的として, 総論として, 英米法と大陸法, 判例法主義, 歴史的連續性, 訴訟中心主義, 民事手続, 陪審制度などの概要, 植民地時代から以降, とくに合衆国の形成に焦点を定めたアメリカ法の歴史, 立法権および司法権に関する合衆国と州との関係を中心とするとする連邦制度, 各論として, 契約の成立, 約因の要件と約束的禁反言の法理, 口頭証拠法則, 契約の履行・不履行, 救済方法に重点を置いた契約法の概要を解説する。

II 計画

- 1回 英米法概観(1) ((1)英米法・英米法系とは, (2)英米法系に属する地域, (3)英米法と大陸法——法の支配と法治主義)
- 2-3回 英米法概観(2) ((1)英米法・アメリカ法の特徴——歴史的連續性, (2)判例法主義, (3)具体的法思考, (4)訴訟中心主義)
- 4-6回 アメリカ民事手続の概要 ((1)訴えの提起・訴答・訴え却下の申立て, (2)開示手続・略式判決, (3)事実審理・法律上当然の判決, (4)法律上当然の判決の再申立て・再審理)
- 7回 陪審制度 ((1)陪審の歴史, (2)陪審の現況, (3)陪審制の影響)
- 8回 判例の読み方

授業のテーマ, 到達目標, 概要と計画

- 9-10回 アメリカ法の歴史(1) ((1)植民地の独立と合衆国の成立, (2)合衆国憲法の概要)
- 11-12回 アメリカ法の歴史(2) ((1)合衆国の司法制度の成立とその後の経緯, (2)司法審査制の確立, (3)フィールド法典)
- 13-14回 連邦制のもとでのアメリカ法(1)——連邦の立法権 ((1)連邦議会の権限, (2)州際通商規制権限, (3)課税権限・歳出権限)
- 15-16回 連邦制のもとでのアメリカ法(2)——州の立法権 ((1)適正手続条項による州の立法権限の制約, (2)平等保護条項による州の立法権限の制約, (3)連邦議会の法律による専占, (4)Dormant Commerce Clause)
- 17回 連邦制のもとでのアメリカ法(3)——連邦の裁判所 ((1)連邦の裁判所制度, (2)連邦裁判所の裁判権)
- 18-20回 連邦制のもとでのアメリカ法(4)——州の裁判所 ((1)州の裁判所制度, (2)州の裁判権, (3)他州判決の執行)
- 21回 連邦制のもとでのアメリカ法(5)——法 ((1)州裁判所で適用される法, (2)連邦裁判所で適用される法, (3)法の統一)
- 22回 契約法(1)——契約の定義・種類 ((1)契約の定義, (2)契約の種類, (3)捺印契約)

	<p>27回 契約法(5)——口頭証拠法則 ((1)口頭証拠法則の要件と効果, (2)付隨契約の原則, (3)口頭証拠法則によって排除されない証拠)</p> <p>28-29回 契約法(6)——債務の履行・不履行 ((1)双務契約における債務の牽連関係, (2)債務不履行・履行拒絶による契約の解除, (3)履行不能・目的達成不能)</p> <p>30回 契約法(7)——救済方法 ((1)期待利益・信頼利益・原状回復利益, (2)エクイティ上の救済方法, (3)コモン・ロー上の救済方法)</p>
--	---

成績評価方法	<p>以下のものを基準として評価する。</p> <p>(1) 学期末試験——授業内容の理解と応用力の達成度を評価します。</p> <p>(2) 授業への参加とレポートなど。</p> <p>成績評価基準：以下の基準で成績を評価する。</p> <p>(1) 学期末試験 = 80-88%</p> <p>(2) 授業への参加とレポートなど = 12-20%</p>
--------	---

成績評価基準	<p>授業の到達目標が十分実現できている者：秀</p> <p>授業の到達目標がほぼ実現できている者：優</p> <p>授業の到達目標が概ね実現できている者：良上</p> <p>授業の到達目標がかなり実現できている者：良</p> <p>授業の到達目標がかなりに近く実現できている者：可上</p> <p>授業の到達目標の最低線が実現できている者：可</p> <p>上記以外の者：不可</p> <p>なお、成績評価基準、成績評価に関する法学研究科専門職学位課程細則の制約を受けます。</p>
--------	--

履修上の注意（関連科目情報）	特段の要望はありませんが、必要な注意は授業のはじめに説明します。
----------------	----------------------------------

事前・事後学修	授業のあと、その内容について、教科書と配付資料を用いて復習をすることが、試験でよい成績を取得することにつながります。
---------	--

オフィスアワー・連絡先	非常勤講師なので、授業の後の時間を利用してください。 (別途、教務係よりオフィス・アワー一覧が配布される予定)
-------------	--

学生へのメッセージ	時間は貴重です。授業で学習することはできるだけその時間中に習得してください。
-----------	--

今年度の工夫	パワポ資料を用いて講義する予定。その内容を収めた配付資料はBEEFに掲出する。
--------	---

成績評価方法、評価基準、注意事項など

以下のものを基準として評価する。

- (1) 学期末試験——授業内容の理解と応用力の達成度を評価します。
- (2) 授業への参加とレポートなど。

成績評価基準：以下の基準で成績を評価する。

- (1) 学期末試験 = 80-88%
- (2) 授業への参加とレポートなど = 12-20%

授業の到達目標が十分実現できている者：秀

授業の到達目標がほぼ実現できている者：優

授業の到達目標が概ね実現できている者：良上

授業の到達目標がかなり実現できている者：良

授業の到達目標がかなりに近く実現できている者：可上

授業の到達目標の最低線が実現できている者：可

上記以外の者：不可

なお、成績評価基準、成績評価に関する法学研究科専門職学位課程細則の制約を受けます。

特段の要望はありませんが、必要な注意は授業のはじめに説明します。

授業のあと、その内容について、教科書と配付資料を用いて復習をすることが、試験でよい成績を取得することにつながります。

非常勤講師なので、授業の後の時間を利用してください。

(別途、教務係よりオフィス・アワー一覧が配布される予定)

時間は貴重です。授業で学習することはできるだけその時間中に習得してください。

パワポ資料を用いて講義する予定。その内容を収めた配付資料はBEEFに掲出する。

授業の方法

- ・ 時間割表通りの時間にZOOMを用いたオンライン授業を行います。現在のところ、最初と最後は教員の画面、途中はパワポスライド（PDF化したものを使用することもあります）映写画面の共有で実施する予定です。
- ・ 紙資料としては教科書『入門アメリカ法〔第4版〕』とパワポスライド配付資料を用います。配付資料は印刷していただくことを想定していますが、手元画面の閲覧でも構いません。
- ・ パワポスライド配付資料のファイルは事前にBEEFおよび下記ウェブサイトに掲出予定です。

【2020年度法科大学院・アメリカ法配付資料】

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/law/LS2020.html>